

万4千人)減少させられると見て、経済研究所の計算を現実的なものとしているが、しかし老齢限度の引き下げは労働市場政策の見地からなく、社会政策的見地から—例えば重度障害者の退職年限の引き下げ—論じなければならないとしている。つまり原則として国家補助の増加は可能であり、しかもそれによって生ずる年金支出とそれによって節約される失業者への支給との差額だけが帳簿上残るにすぎない、と経済研究所はいうのである。

もっとも老齢限度を全般的に引き下げるることは、年をとってからも働きたいという被用者が職場の問題で圧迫をうけることになり、比較的高い年金受給権をもつ被保険者だけが早期の退職をすることができるという矛盾が生ずる。結局のところ1990年になって労働力供給が減少して、そのため老齢者負担率(就業可能年齢の者が賄う年金受給者数)は激増することになる。その時になってもう一度老齢限度を上げようとしても無理だろう。

それよりは経済研究所が考えているように、今後10年内について、人口構造の変化の結果労働力の余剰を期待して、それに対処するようにするのが有意義であろう。

Süddeutsche Zeitung, 5/6 Januar 1978.

(安積銳二 国立国会図書館)

アメリカにおける失業と AFDC 給付

インフレ抑制政策の結果として失業者が増大した場合に、雇用対策への要求が高まるのにさほど長い時間がかかるわけではない。ところが、かなりの時間的遅れの後に、いわば失業の後遺症が福祉制度に影響をおよぼし始めるとする

ならば、これには注意をはらうべきであろう。

これから紹介しようとするアルビンとシュタイン論文に付された掲載雑誌編集者の解説文を、まず引用してみよう。

「失業状態と福祉受給者との間には正の相関関係が予想されるが、1960年代には、これが負の関係に変化し、しかもクロスセクション・データによる研究の結果でも、福祉システムは労働市場の状態の差異に対して感応的というわけではないことが明確にされている。それに対して、本研究は、1959~71年の時系列データを用い、つぎのこと、すなわち、4年間もの時間的遅れがあるにせよ、福祉システムは、失業状態の変化に対して比較的よく反応する、ということを見出した。……」

アルビンらは、ここで用いた方法がまだ試みの段階を出ないものであることを強調しながらも、この研究の一般的性質としては、時系列アプローチであること、特殊な性質として公共支出モデルであることを挙げている。そして、救済の諸制度がもっているマクロ経済的な機能とそれに関連する財政活動とに新しい分析視点を投げかけようとしている。

(1) 福祉システムのモデル化

ここではAFDCにより福祉システムを代表させて、それをモデル化しているが、便宜的につぎのようにグラフ化してみよう。

E(扶助支出), R^a (受給者数), B(給付水準。ただし、州により、あるいは家族構成により異なるので、ここでは、 $B = E/R^a$ という平均値), R^d (扶助の需要者数。つまり、潜在的な受給者数。), D(潜在的受給者数に見合う扶助支出, $D = R^d B$)。

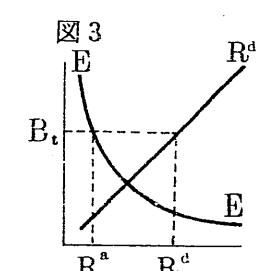
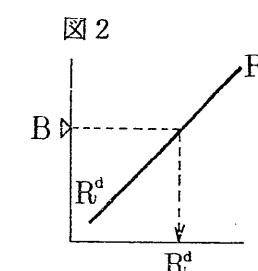
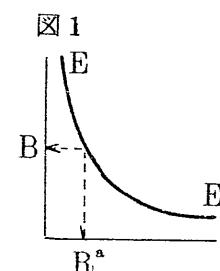


図3における R_t^d と R_t^a との差がt期における超過需要である。これを解消するため行政的には3つの手段があり、それぞれ administrative stringency mechanism, benefit adjustment mechanism, expenditure adjustment mechanism, と名づける。

- ①運用引締策 (B_t と E_t とを一定に保ったまま, R^d 線を左方に移動させる)
- ②給付水準調整策 (E_t と R^d 線を一定のままにして, B_t を引下げる)
- ③支出総額調整策 (B_t と R^d 線を不变に保ち, E_t の水準を増大させる)
なお、②の場合のみグラフの交点で均衡する。

(2) 支出総額調整方程式

扶助財源の対前期増減 $\Delta E_t = E_t - E_{t-1}$ は、前期の $D_{t-1} - E_{t-1}$ と正の相関をするとと思われる。そこで一般的な調整方程式をつぎのように考える。

$$(1) \Delta E_t = \alpha_0 + \alpha_1 (D_{t-1} - E_{t-1}) + \alpha_2 P_t + \alpha_3 UR_{t-2} + \alpha_4 UR_{t-3} + \alpha_5 \Delta E_{t-1} + V_t.$$

ただし、P(連邦政府の負担割合), UR(失業率), V(誤差項)

上の(1)式におけるURは、景気後退期における予算要求圧力の代理変数であり、財源に向けられる代替的需要の影響力をあらわす。 ΔE_{t-1} は予算漸増の傾向をたしかめるためのものである。(1)式中の D_{t-1} は直接に観測できないので、

$$(2) D_t = R_t^d B_t.$$

で代用し、かつ、 B_{t-1} で(1)の両辺を割り

$$(3) \frac{\Delta E_t}{B_{t-1}} = \alpha_0 \left[\frac{1}{B_{t-1}} \right] + \alpha_1 R_{t-1}^d - \alpha_1 \left[\frac{E_{t-1}}{B_{t-1}} \right] + \alpha_2 \left[\frac{P_t}{B_{t-1}} \right] + \alpha_3 \left[\frac{UR_{t-2}}{B_{t-1}} \right] + \alpha_4 \left[\frac{UR_{t-3}}{B_{t-1}} \right] + \alpha_5 \left[\frac{\Delta E_{t-1}}{B_{t-1}} \right]$$

を得る。しかし、右辺第2項の R_{t-1}^d はやはり、直接には観測できないので、その推計を別に考えねばならないことになる。

(3) 福祉需要

R_t^d の大きさは、人口学的変数、経済学的変数、制度的変数などに依存して決まるであろう。とくに、経済的な面では、失業や雇用機会が直接間接に影響を与える。そこで、まず労働市場の状態を反映させるために失業率(UR)を用い、さらに受給者数の大きさと関連させるため失業者数(U)を活用する。

制度面では実質給付率(RB ; 給付を消費者物価指数で実質化)、人口面では児童養育期の女子人口の変化(ΔF)をとりあげる。

$$(4) R_t^d = \gamma_0 + \sum_{j=0}^m \gamma_{1j} U_{t-j-1} + \sum_{j=0}^m \gamma_{2j} UR_{t-j} + \sum_{j=0}^m \gamma_{3j} RB_{t-j} + \sum_{j=0}^m \gamma_{4j} \Delta F_{t-j} + e_t$$

(4) 支出方程式; 測定型式

上で求めた(4)式を(3)式へ代入して(5)式を得る。

$$(5) \frac{\Delta E_t}{B_{t-1}} = A + \alpha_0 \frac{1}{B_{t-1}} + \sum_{j=0}^m (\alpha_1 \gamma_{1j}) U_{t-j-2} + \sum (\alpha_1 \gamma_{2j}) UR_{t-j-1} + \sum_{j=0}^m (\alpha_1 \gamma_{3j}) RB_{t-j-1} + \sum_{j=0}^m (\alpha_1 \gamma_{4j}) \Delta F_{t-j-1} - \alpha_1 \left[\frac{E_{t-1}}{B_{t-1}} \right] + \alpha_2 \left[\frac{P_t}{B_{t-1}} \right] + \alpha_3 \left[\frac{UR_{t-2}}{B_{t-1}} \right] + \alpha_4 \left[\frac{UR_{t-3}}{B_{t-1}} \right] + \alpha_5 \left[\frac{\Delta E_{t-1}}{B_{t-1}} \right] + Q_t.$$

ただし、 $Q_t = V_t + e_t$, $A = \gamma_0 \alpha_1 + A_1$ 。 A_1 は考慮されなかった変数の平均的效果をとらえるために追加されたもの。

(5) 計測結果と検討

用いられたのは四半期データであり、計測期間は1959年第1四半期から1971年第2四半期である。これは、食糧スタンプが強い影響をもちはじめる直前で終らせたことになる。

需給調整的にみた財源配分に関して、おおむねつぎのようなことがわかった。

景気後退期に福祉財源に対する超過需要がある場合には、この財源に対して継続的に増大する需要、ならびに予算獲得の競合とに関して、つぎのことがあてはまる。つまり、失業状態の結果として、あるいはそれに付随するものとして生ずる諸需要が公共的財源を要求する場合に、福祉財源はそれらの諸需要にも応えねばならなかった。

つぎに、福祉需要については、極端に長い lag が注目されよう。つまり、福祉需要の経済的要因は、通常予想されているよりも長期間を経て作用している。同時に、失業や給付水準の変更の効果は何年間にも及んでいる。このような長期的な lag の構造は、再就職までの求職活動や失業給付を使い果たすこと、資産をくいつぶすこと、離婚や夫の蒸発、あるいは受給申請手続などに要する時間の長さと関連している。したがって、現時点での失業は今後のかなりの期間にわたって福祉システムやその財源に強い圧力をかけつづけると考えなければならない。

いずれにせよ、時系列による本分析によれば、現行の福祉システムは需要に対してかなり感応的である。これは過去になされたクロスセクションによる分析結果と矛盾している。両者を整合的に解するひとつの考え方は、前者の分析では AFDC 支出金額の半分以上が少数の大きな都会型の州（ニードに対して感応的）により説明されているのに対して、後者ではこれら少数の州も、多数を占める小さな農村型の州（ニードに対して非感応的）も同じウェイトで扱われる点に注目することである。

Peter S. Albin and Bruno Stein, The Impact of Unemployment on Welfare Expenditures, Industrial & Labor Relations Review, Oct. 1977, Vol. 31, No.1.

（岸 功 社会保障研究所）

現金給付では、ニュー・メキシコは遺族になった配偶者への給付は（最高、以下同）を、50%から $66\frac{2}{3}\%$ に、また、配偶者のいない場合に、遺児の給付を35%から $66\frac{2}{3}\%$ に引上げた。ミネソタ州は遺族の給付を、州の平均賃金の100%に、オクラホマ州は一時的な完全廃疾の給付を州の平均賃金の60%から $66\frac{2}{3}\%$ 、永久的部分廃疾を50%，遺族給付を70%にした。このような支給率の修正は他の州でも見受けられる。しかし、アラスカ州は遺族給付の支給率を90%から $66\frac{2}{3}\%$ に引下げている。

なお、コネティカット、オ克拉ホマなどの数州は、寡婦とかん夫の給付を同一にした。

オ克拉ホマとニュー・メキシコの2州は、遺族給付で対象とする遺児の年齢を、全日制の学生では23歳に引上げた。ワイオミング州はその年齢を、同様な場合に21歳までにした。

これらの改善以外に多数の州は、すでに受給している給付を引上げている。

Any S. Hribal, Workers' compensation laws-significant enactments in 1977, Monthly Labor Review, Vol. 100, No. 12, Dec. 1977, PP. 3-24.

（社会保障研究所 平石長久）